

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 28 年度第 2 回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成 28 年 8 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 2 時 50 分		
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟 3 階 全員協議会室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名	様式第 2 号のとおり		
議 題	(1) 平成 27 年度 所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について・非公開 (2) 所沢市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)について〔前回からの継続審議〕・公開 (3) 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について・公開 (4) その他・公開		
会 議 資 料	資料 1	平成 27 年度所沢市国民健康保険特別会計決算(案)	
	資料 2	平成 22 ~ 27 年度 所沢市国民健康保険特別会計収支実績	
	資料 2 - 1	平成 27 年度 国民健康保険税の税率等改正の検証	
	資料 3	国民健康保険特別会計収支状況	
	資料 4	所沢市国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)策定までの流れ	
	資料 4 - 1	埼玉県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会設置要綱	
	資料 5	国民健康保険税の賦課限度額の改定について(概要)	
	資料 6	法定賦課限度額の推移	
	資料 7	賦課限度額の引上げ試算比較表	
	資料 8	平成 28 年度法定限度額に引上げた場合の所得階層別世帯状況表	
担当部課名等	健康推進部長	平田 仁	保健センター長 二上 清次
	健康推進部次長	須田 浩美	国民健康保険課長 粕谷 明彦
	国民健康保険課主幹	森田 英明	国民健康保険課主幹 小川 和彦
	国民健康保険課主査	古瀬 力	国民健康保険課主査 石川 純也
	国民健康保険課主査	藤井 優子	国民健康保険課主任 川名 真一郎
	国民健康保険課主任	藤澤 祐介	国民健康保険課主任 重田 翼

	<p>健康づくり支援課保健師 中田 久美 健康づくり支援課保健師 今井 友季子 収税担当参事 関口 裕教 収税課主幹 兵頭 幸夫 収税課主幹 小澤 一良</p> <p style="text-align: right;">健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131</p>
発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事 務 局	委員変更に伴う委嘱状交付〔4名（うち3名出席）〕
委 員	新委員3名挨拶
事 務 局	司会 開会
会 長	開会の挨拶
事 務 局	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第4条第3項に基づき会議が成立している旨報告（委員21名中13名出席）。</p> <p>規則第4条第1項に基づき、議事進行を会長に依頼。</p> <p>次に会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いします。 全部で6点ございます。</p> <p>1点目、2016年版 国民健康保険必携 2点目、埼玉の国保（6月号）が1部 3点目、埼玉の国保（8月号）が1部 4点目、運営協議会委員名簿が1枚 5点目、本日の席次表が1枚 6点目、本日お配りしました資料2-1「平成27年度国民健康保険税の税率等改正の検証」でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>また、事前送付しました「資料1～8」、前回審議いただきました「所沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」素案と概要版はお持ちでしょうか。</p> <p>お持ちでなければ、用意しておりますのでお申し付け下さい。</p>

	<p>なお、「会議次第」につきましては、一部訂正がありましたので、訂正後のものを配布しております。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>大館会長よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いしたいと思えます。</p>
事 務 局	<p>議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議内容につきまして、議題 1「平成 27 年度 所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について」は市議会の審議前のため、非公開となります。議題 2、3 に関しては公開といたします。</p> <p>よって、傍聴者には、</p> <p>本日の会議次第、資料（資料 4～資料 8）、所沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）素案及び概要版の 4 種類の資料を配付いたします。</p> <p>会議終了後、お配りした資料については回収したいと思います。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきまして、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>皆さん、「ご異議なし」ということですので、そのように決定させていただきます。</p>

	<p>それでは、本日の次第に従って進めます。</p> <p>議題(1)については、非公開ですので、このまま進行いたします。</p> <p>はじめに 議題(1)平成 27 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、 議題 1 平成 27 年度 所沢市国民健康保険特別会計決算についてご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、資料の 1、2、2-1, 3 の 4 枚を使用いたします。</p> <p>資料 1 をご覧ください。</p> <p>こちら平成 27 年度の所沢市国民健康保険特別会計の歳入と歳出について記載されたものです。</p> <p>上段の歳入をみていただきますと、予算現額、最終的な予算額になりますがこちらを(A)、その隣に決算見込として(B)、差引で(B - A)となっております。</p> <p>はじめに、歳入の主な科目について説明をさせていただきます。</p> <p>の国民健康保険税については、差引で約 9 千万円の増、の国庫支出金については約 2 億 7 千万円の増、の療養給付費等交付金については約 1 億 6 千万円の減、の共同事業交付金については約 3 億 7 千万円の増となっており、合計では約 4 億円上回るかたちとなっております。</p> <p>次に、歳出につきましても同様に、主な科目について申し上げますと、の保険給付費は約 3 億 8 千万円の残、の共同事業拠出金は約 1 億 4 千万円の残、の保健事業費については約 8 千万円の残となっており、合計では約 6 億 3 千万円下回るかたちとなっております。</p> <p>このことから、一番下の段の歳入・歳出差引額は約 10 億 3 千万円となっております。</p> <p>次に資料 2 をご覧ください。</p> <p>こちらの表では、平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間の国民健康保険特別会計の収支が記載されたものになります。</p> <p>まず、上の表の歳入ですが、最上段の国民健康保険税をご覧ください。</p>

平成 22 年度は約 96 億円となっており、ここから 26 年度にかけては被保険者数の減少傾向の影響から年々減少してはいましたが、平成 27 年度につきましては、約 88 億 9 千万円となり、税率改正の効果により 26 年度の約 87 億 8 千万円に比べ約 1 億円の増となっています。

次に資料 2 1 をお願いします。

平成 27 年度の税率等改正の検証ですが、この表の中段、3 の現年分調定額の当初積算時と決算時との比較の右から 2 列目の比較調定額 (B - A) 欄をご覧ください。

当初予算を積算した段階では、税率等改正により約 5 億 5 千 5 百万円の増額を見込んでいたところですが、28 年度末としましては、調定額最下段にあるように、約 5 億 3 千万円の増でした。

税率改正の効果は、4 検証・効果 の 4 つ目のまるの部分になりますが、この約 5 億 3 千万円に平成 27 年度収納率 87.26% を乗じた約 4 億 6 千万となります。

ここで資料 2 に戻ります。

先程の続きで、歳入の繰入金のその他市単独分がございしますが、平成 25 年度から急激に増加し、平成 27 年度は運営費繰入金と基金繰入金を合わせて約 35 億円となっております。

次に歳出ですが、保険給付費が毎年数億円単位で増加しております。これは、被保険者数は毎年減少しておりますが、医療技術の高度化や高齢化の進展等の理由から一人当たりの医療費が増加傾向にあるためと考えられます。参考までに、表にはありませんが、一人当たりの保険給付費は平成 26 年度が 245,016 円、平成 27 年度が 256,112 円と約 4% 増加しております。

表の最下段から 2 行目、歳入歳出差引を見ますと、平成 25 年度、26 年度は歳出が歳入を上回り、繰上充用となっておりますが、平成 27 年度は、先程の資料 1 でも申し上げましたように、約 10 億 3 千万円のプラスとなっております。

続きまして、資料 3 をご覧ください。

国民健康保険特別会計収支状況になります。

表の右端の平成 27 年度の歳入決算額と歳出決算額の差である形式収支は、約 10 億 3 千万円と歳入が上回る形になっており、左下の表の棒グラフのとおり、平成 25 年度、26 年度は赤字だったところ、平成 27 年度は黒字となっております。

	<p>ただし、約 5 億 3 千万円の基金繰入金を除く平成 27 年度の実質単年度収支は、右下の棒グラフの縦じま模様で約 5 億円のプラスとなるものの、実際には約 29 億 6 千万円の法定外繰入金がございますので、これを差引しますと、「実質的な収支」は右下の棒グラフの斜線模様で約 24 億 6 千万円のマイナスとなるものです。</p> <p>以上が、平成 27 年度国保会計の決算概要となりますが、近年の被保険者数の大幅な減少や被保険者の高齢化等により、今後も国保は厳しい財政運営を余儀なくされると予想しております。引き続き国保税収増などの歳入確保と、生活習慣病重症化予防対策事業やジェネリック医薬品の利用率向上等により、歳出削減に努めていきたいと考えております。</p> <p>なお、27 年度歳入歳出差引額の約 10 億 3 千万円については、多額の一般会計からの繰入金によるものと判断し、一般会計へ繰り出す予定となっています。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問等がありましたら挙手願います。</p>
委 員	<p>平成 27 年度国民健康保険特別会計決算、約 10 億 3 千万円の剰余金について、基金に積み立てる予定はありますか。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。先ほどの決算の説明にもございましたが、当市国民健康保険財政におきましては、平成 25 年度、平成 26 年度と 2 年連続で歳入不足となり、繰上充用となりましたことから、3 年連続の繰上充用を防ぐため、平成 27 年度中に一般会計より約 30 億円にのぼる運営費繰入金、いわゆる赤字繰入金をお願いしました。平成 27 年度の決算状況を分析したところ、この約 30 億円の運営費繰入額について剰余金が生じたものと捉えております。</p> <p>このことから、決算議会でもあります 9 月議会で平成 27 年度の精算とすることが適当であると考え、剰余金の全額を一般会計に繰出すことを予定しております。</p>
委 員	<p>約 10 億 3 千万円の剰余金を一般会計に返すとのことであるが、平成 28 年度の国保財政運営の見通しを教えてください。</p>

事 務 局	<p>まだ数か月を経過したところですので、現状で年間の収支状況を把握することは難しい状況でございますが、高額な薬剤の使用や被保険者の高齢化等によって一人当たりの医療費は伸びており、今後の医療費の動向はもちろん、今年度 10 月には国による被用者保険の拡大が実施されることもあり、被保険者数の把握等にも努めながら、その動向を確認していきます。</p> <p>そのうえで、平成 28 年度国民健康保険財政において、歳入不足が予測される場合は、補正予算で一般会計からの繰入れをお願いしていきたいと考えております。</p>
委 員	<p>剰余金の取り扱いについては、決算分析からすると、平成 27 年度に約 30 億円という多額の繰入をしたことに対する精算という意味で、一般会計にお返しするということが良いと考えます。</p>
事 務 局	<p>ただいまの委員さんのご意見のとおり、平成 27 年度の精算というかたちで一般会計に戻すことを考えております。また、今後も歳入不足が生じた際には、一般会計からの繰入れなど、必要な財政措置を行っていきたくて考えております。</p>
議 長	<p>委員より、剰余金について一般会計に戻すことは やむを得ないという意見がありましたが、いかがでしょうか？</p> <p>異議はないようですので、 続きまして議題（2）に進みます。 議題（2）以降は公開となります。</p> <p>本日、傍聴の方はいらっしゃいますか？</p>
事 務 局	<p>本日の会議にあたりましては、傍聴希望者はおりません。</p>
議 長	<p>傍聴希望者はないようですので、それでは、 議題（2）所沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） についてでございます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題（2）所沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） についてですが、前回素案に基づいて説明をさせていただきました結果、「資料 4」に掲載のとおりご意見をいただきましたが、その後新たなご意見等がございましたらお願いいたします。</p>

議 長	委員の皆さんから新たなご意見などはありますか。
委 員	なし。
事 務 局	それでは、ご意見なしとのことで、お手元の素案を資料 4 - 1 の埼玉県国民健康保険団体連合会の評価委員会に提出させていただいてよろしいでしょうか。
議 長	ただいま事務局より素案の提出について話がありましたが、何か意見等ございますか。
委 員	なし。
議 長	データヘルス計画につきましては、前回説明がなされており、今回異議なしとのことで、先に進めさせていただきます。 それでは続きまして、 議題（3）所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について、でございます。 事務局お願いします。
事 務 局	それでは、議題（3）所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問につきまして、 市長は所用のため不在でございますので、代わって健康推進部長より大館会長へ諮問を申し上げます。
部 長	所国第 159 号 平成 28 年 8 月 17 日 所沢市国民健康保険運営協議会 会長 大 館 靖 治 様 所沢市長 藤 本 正 人 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について 諮問 このことについて、所沢市国民健康保険に関する規則 昭和 63 年規則第 4 号 第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。 記 1 諮問事項

	<p>平成 29 年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を 51 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等分賦課限度額を 16 万円から 19 万円に、介護納付金分賦課限度額を 14 万円から 16 万円に改める。</p> <p>2 諮問の趣旨</p> <p>国民健康保険税については、受益と負担の関係から被保険者の納税意欲に与える影響や、国民健康保険制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税の負担額に一定の上限が設けられています。</p> <p>国においては、保険税の負担に関する公平の確保の観点から、平成 27・28 年度の各年度において法定賦課限度額の引上げが実施されています。</p> <p>こうした状況や所沢市の厳しい国民健康保険財政を踏まえ、更に歳入を確保する観点から賦課限度額の改定を行いたい。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ここで諮問書の写しを皆様にお配りいたします。</p> <p>< 諮問書の写しを配付 ></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、委員の皆様へ資料を配付させていただきましたが、「国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について」の内容説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議題の(3)「所沢市国民健康保険 保険税賦課限度額改定に係る諮問について」説明をさせていただきます。</p> <p>先ほどの諮問の趣旨で申し上げましたが、今回の改正は、保険税の負担の公平の確保を図りつつ、所沢市の厳しい国民健康保険財政を踏まえ、更に歳入を確保するため、賦課限度額を上げるものでございます。</p> <p>それでは、一つ目「所沢市国民健康保険財政の現状について」ご説明いたします。</p> <p>まず、(1)の平均被保険者数につきましては、平成 23 年度では 99,535 人でしたが 27 年度には 92,543 人となり、6,992 人減少しています。被保険者数の減少に比例して(4)の国保税の収納額は平成 23 年度では 92 億円でしたが、平成 27 年度には約 89 億円となり、約 3 億円減少しております。</p> <p>一方、(2)の年間保険給付費は平成 23 年度では約 227 億円でしたが平成 27 年度には約 237 億円と約 10 億円増加しております。これは、医療の高度化や高齢化の伸展により(3)の一人当たり保険給付費が平</p>

成 23 年度と平成 27 年度で 27,705 円増加したためと考えております。

続いて、(5) の法定外繰入金と (6) の実質的な収支について、平成 23 年度から平成 27 年度までの推移でございますが、(5) 法定外繰入金につきましては、平成 25 年度までは約 7 億円から 9 億円の間で推移しておりましたが、平成 26 年度以降は約 26 億円を超える額となっております。(6) 実質的な収支につきましては、年々赤字額が増加傾向にありましたが、平成 27 年度におきましては約 10 億円ほどの剰余金が発生しており、国民健康保険税収や基盤安定繰入金が増加した等の理由により、前年度と比較して改善をしている状況でございます。

次に、2 の「国民健康保険税の賦課限度額の改定(引上げ)について」ご説明いたします。

まず、現状といたしまして、国におきましては、保険税に係る国民の負担に関する公平性の確保を目的としまして、低所得者に対する軽減の拡大を図る一方で、主に高所得者が対象となります法定賦課限度額を平成 26 年度以降毎年度段階的に引き上げている状況です。

ここで、資料 6「法定賦課限度額の推移」をご覧ください。

まずここでは、国民健康保険税が医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の 3 つから成り立っていますので、それぞれの法定賦課限度額を記載しているものでございます。

現在、所沢市の賦課限度額につきましては、網掛け部分の平成 26 年度の法定限度額 81 万円を適用しており、平成 28 年度の法定限度額 89 万円と比較しますと、8 万円低い状況でございます。

一度資料 5 に戻っていただきまして、2 の(1) 賦課限度額の改定の理由についてでございます。5 つございますが、

1 つ目としまして、国の低所得者に対する軽減対象については法令等の改正に伴い随時拡大しており、賦課限度額についても国の考え方に合わせまして、負担の公平性の確保の観点から平成 28 年度の法定限度額としたいということです。

2 つ目としましては、平成 30 年度から国保の広域化により、財政運営の責任主体となる都道府県へ、国保事業費納付金を納めることとなりますが、その際の納付金は法定限度額を前提に算定される予定であることです。

3 つ目としましては、国の財政調整交付金の交付選定基準の一項目として、賦課限度額は、法定限度額又は直近の改正前の賦課限度額を適用するという項目があり、この項目を達成して交付金の交付を受けるためです。

	<p>4 つ目としましては、賦課限度額の設定状況が県の指導監査の対象となるためです。</p> <p>5 つ目としましては、1 の国民健康保険財政の現状についての中でご説明しましたとおり、本市の国民健康保険財政は厳しい状況であり、さらに歳入を確保する必要があるためでございます。</p> <p>続きまして、(2)改定の効果および影響についてご説明いたします。</p> <p>改定による効果としては、 にありますとおり国保税の増収を約 1 億円と見込んでおります。</p> <p>次に 影響としましては、今回の引上げによる国保税負担増となる世帯については、2,530 世帯で全体 54,785 世帯の 4.62%という割合になり、反対に影響を受けない世帯は 95.38%という割合になるものです。</p> <p>効果については、資料 7 の賦課限度額の引上げ試算比較表の 2、調定額比較をご覧ください。</p> <p>平成 28 年度法定賦課限度額に引上げたことによる調定額は約 88 億 9 千万円で、現行調定額の約 87 億 8 千万円と比較し、約 1 億 1,300 万円の増額になると見込んでおります。この増額となる調定額に収納率を積算しますと、約 1 億円の増収が見込めるといえるものです。</p> <p>また影響につきましては、資料 8 平成 28 年度法定賦課限度額に引上げた場合の所得階層別世帯状況表をご覧ください。</p> <p>被保険者の各世帯を所得額階層別に区分し、各階層の影響度合いを把握できるもので、左から 2 列目世帯数の合計（最下段）は、54,785 世帯であり、右隣の列の内影響（増額）世帯数の合計は 2,530 世帯で全体の 4.62%となります。</p> <p>特に 700 万円以下の所得階層を境に、例えば 700 万円以下の世帯数 517 の内影響世帯数は 493 で 95.36%となるなど、700 万円以上の所得階層では世帯数の 95%以上の割合で影響があると見込まれるものです。このように、平成 28 年度の法定賦課限度額の引上げは、高額所得階層に大きな影響があると考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議題(3)所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問、及び、事務局より限度額の改定に係る効果や影響などの説明がありました。委員の皆様より何かご質問等ございますか。</p>

委 員	<p>詳しい説明をいただきました。</p> <p>自分の周囲の人たちには 70 歳を超えて病気がちな人がいます。このような方々を支える意味でも国保の安定的な運営は必要で、そのための賦課限度額の改定であると思いますが、賦課限度額を法定限度額まで引き上げることについては、国や県からの指導があるのでしょうか。</p> <p>また、賦課限度額まで上げないことへのペナルティーはありますか。</p>
事 務 局	<p>国は、低所得者については軽減の拡大をするなど手厚い措置を講じていますが、高所得者についてはある程度負担を求めています。その意味では国の方針に合わせているといえます。</p> <p>また、県からは指導監査の指摘事項に示されているところです。</p> <p>なお、ペナルティーにつきましては、先ほどの説明にもございましたが、国の特別調整交付金の中に特特分というものがあまして、保険者の努力に応じて交付されるものですが、その交付を受けるための 11 項目の一つに、賦課限度額が地方税法施行令に定める基準もしくは改正前の基準以上であるという項目があります。</p>
委 員	<p>最高で 8 万円の税負担増となる世帯があるが、このような世帯について、何らかの激変緩和策は講じる予定はありますか。平成 27 年度に 85 万円まで限度額を引き上げていないため、急激な変化があるように思われますがいかがでしょうか。</p> <p>もう 1 点、改正の効果及び影響の箇所、保険税の増収が約 1 億 1 千万程度見込まれることから、収納率を 90% として結果約 1 億円の増と算定していますが、はじめから収納率を 90% とする理由はどのようなもののでしょうか。所得の高い方々が主な対象ということで、ここは徴収をしていただくところではないのかな、と思います。</p>
事 務 局	<p>まず、緩和策についてでございますが、最大 8 万円の税負担となる世帯につきましては、所得で 1,000 万円を超える世帯で約 175 世帯と試算しております。また、今回の賦課限度額の引き上げにより、税負担増となる世帯については、ほとんどの世帯が、先ほど 700 万円以下の所得階層を境にお伝えしましたが、つまり 600 万円以上の世帯であり、比較的高額所得者について税負担増となるものでございますので、激変緩和策については特に考えていないところでございます。</p> <p>もう 1 点ですが、収納率を 90% で見込むことが適切ではないのではというご意見ですが、委員さんのお話のとおり高額所得層ですので、可能な限り 100% に近づくように収納部門と連携して取り組んでいきたいと思っております。</p>

委 員	興味として聞きたいのですが、周辺の市町村は賦課限度額をどのように設定していますか。
事 務 局	<p>近隣市町村の賦課限度額の様でございますが、川越市では 85 万円ということで、平成 27 年度の法定限度額となっております。また、所沢市と同規模程度の市で申し上げますと、越谷市も 85 万円で、本年の 12 月議会において、平成 28 年度の賦課限度額である 89 万円に上げる予定であると同っております。</p> <p>なお、既に 89 万円としている町村が県内に 13 あります。例えば毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町などです。併せまして 85 万円としている自治体は 22 ございます。川越市、越谷市のほか、入間市、狭山市、ふじみ野市、鳩山町などです。85 万円以上としている自治体が県内の半数以上となっております。以上です。</p>
委 員	改定理由、引上げ理由の一つが、さきほどお話がありましたように、財政調整交付金の交付選定基準の 1 項目を達成するためということですが、仮にこれを達成できないとどれくらいの減額となるものでしょうか。
事 務 局	所沢市では、平成 24 年度までは交付されていまして、その実績で申し上げますと、約 1 億 7 千万円でございます。交付されるのであれば、このくらいの金額が見込めると考えております。
委 員	ちなみに、現在はいただけてないようですが、あと何項目達成すれば交付されますか。
事 務 局	平成 25 年度以降、交付金をもらえていない状況でありまして、現在のところ今年度の項目が正確に示されておりませんので明確にはお答えできませんが、収納率及び賦課限度額は該当見込みであり、特定健康診査受診率は達成が難しそうです。
委 員	収納率ですが 90% は難しいと思います。ただし、県内他市町村の収納対策状況を調査し、職員の体制や取り組み方などを見直して、市として収納率向上に取り組んでもらいたいと思います。
事 務 局	ただいまの収納に関するご質問ですが、収税課としましては、県内外を問わず他市の取組を調査しております。平成 27 年度の収納率につきましては、前年度を上回ることができましたので、これからも収納率が高くなるように、税込確保に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。
委 員	実際の所沢市の収納率は何% くらいですか。

事 務 局	平成 27 年度、現年度の収納率は 87.26% です。平成 26 年度が 87.12% ですので、0.14 ポイント上昇しました。
委 員	税が上がると収納率が下がるイメージがあるが、過去に税が上がった際に収納率が下がった経緯はあるか。
事 務 局	平成 20 年度に前年度が 88.73%、当年度が 85.44% で、3.29 ポイント下がったことがございます。
委 員	ただいまご説明のあった過去における増税後の収納状況からみて、今回の増税にあたっても収納の仕方にプランニングが必要だと思えます。実際に上がれば、ますます払いたくない人が増えると思えますが、具体的な方策はありますか。
議 長	収納率に対する基本的な考え方について、事務局より回答をいただければと思います。
事 務 局	ますます払いたくない人が増えるのご指摘ですが、まずは税を上げざるを得なかった経緯を丁寧に説明し、納税者にご理解をいただく必要があると思います。収税課では、今年度から督促状につきまして、納付書を付した様式に改めたり、口座振替の申込みにつきましても、今年度からキャッシュカードを利用し簡単に加入できるペイジー口座振替受付サービスを導入するなど収納率の向上に努めております。今後も多方面から方策を講じてまいります。
議 長	本日予定している時間が近づいてまいりましたので、継続審議していくということで、また皆さんにご意見をいただけたらと思います。 それでは、 議題（４）その他に進ませていただきます。 事務局何かありますか。
事 務 局	その他としまして、次回第 3 回国民健康保険運営協議会を 10 月 13 日（木）の午後 1 時 30 分から開催を予定しております。 以上でございます。
事 務 局	先ほど収納率のことについて収税課よりお答え申し上げた補足ですが、平成 20 年度は税率改正によって収納率が 3.29 ポイントほど下がっております。しかしながら、平成 27 年度の税率改正におきましては、収税課の努力と、国民健康保険課、財政課、収税課による収納対策ブ

		<p>ロジェクトチームを結成しまして、情報共有や対策を講じた結果、先ほども申し上げたとおり 0.14 ポイント収納率を上げることができました。引き続き関係課で連携を図りながら、税率などが上がったとしても、収納率を維持・向上できるよう努力して参りたいと思います。以上です。</p>		
議	長	<p>補足説明等がございましたが、委員の皆様、何かございますか。 < 意見等なし ></p> <p>国保税の改定につきましては、周囲の関心も強く、大変な問題になるものと思います。本日の資料を皆さんに精査していただき、所沢市の国保運営をどうしていくべきか考えながら審議を進めていきたいと考えております。</p> <p>それでは、本日の議事については、これで終了させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>< 委員同意 ></p> <p>以上で会議は全て終了いたしましたので、議長の職をとかしていただきます。皆様のご協力、また活発なご意見、ありがとうございました。</p>		
司	会	<p>大館会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に閉会のことばを、吉野職務代理よりお願いいたします。</p>		
職	務	代理	<p>閉会のことば</p>	
司	会	<p>それでは、平成 28 年度第 2 回所沢市国民健康保険運営協議会はこれにて終了とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、ありがとうございました。</p>		
会	長	署	名	

所沢市国民健康保険運営協議会委員

平成28年8月17日現在

代表区分	推薦依頼先		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	×	竹島 美保子
	いるま野農業協同組合	×	鹿島 正之助
		×	諸星 賀津美
	所沢市連合婦人会	×	山路 洋子
	所沢商工会議所		吉澤 富江
	所沢市自治連合会		高柳 進
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会		京谷 圭子
			平林 多津司
		×	三浦 昇悟
			小関 信之
	所沢市歯科医師会		田中 利幸
	所沢市薬剤師会		安達 秀夫
公益代表	市長が定める者		大舘 靖治
			君田 典子
			吉野 貞治
	所沢商店街連合会		宇佐美 保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会		鈴木 公子
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	足達 啓介
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	×	上村 克也
	公立学校共済組合 埼玉支部	×	竹内 正明
	西武健康保険組合		佐瀬 満雄

任期 平成28年12月31日まで